

第四八回

参第一二号

日本育英会法等の一部を改正する法律（案）

第一条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職」を「高等専門学校、幼稚園其ノ他ノ施設ノ教育ノ職」に改める。

第三十六条ノ三に次の一項を加える。

当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「又八高等専門学校」トアルハ「、高等専門学校又八教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項ニ規定スル養護教諭養成機関」ト読替フルモノトス

第二条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項並びに附則第三十六条ノ二及び第三十六条ノ三の規定は、前項に規定する貸与金を除くほか、この法律の施行前の貸与契約により昭和二十五年度以降に貸与した貸与金についても、適用する。この場合において、同法第十六条ノ四第二項中「貸与金ノ全部又ハ一部」とあるのは「貸与金ノ二分ノ一以内」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項の規定は、第一条の規定の施行前の貸与契約により昭和二十五年度以降に貸与した貸与金についても、適用する。この場合において、同法第十六条ノ四第二項中「貸与金ノ全部又ハ一部」とあるのは「貸与金ノ二分ノ一以内（日本育英会法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第号）第一条ノ規定ノ施行前ノ貸与契約ニ依リ同法第一条ノ規定ノ施行ノ際現ニ大学ニ在学スル者ニ対シソノ在学期間中ニ貸与シタル貸与金ニ付テハ、貸与金ノ全部又ハ一部）」と読み替えるものとする。

理 由

貸与金の返還を免除される職に、幼稚園の教育の職を加えるとともに、養護教諭養成機関で学資の貸与を受けた者及び昭和三十六年における日本育英会法の改正法の施行前の貸与契約により昭和三十五年以降において学資の貸与を受けた者について、貸与金の返還免除の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。